

御浜町認定こども園及び給食センター
給食調理等業務委託

実 施 要 領

令和8年1月

御浜町

御浜町認定こども園及び給食センター給食調理等業務委託 実施要領

御浜町（以下「町」という。）では、令和8年8月から認定こども園及び給食センターの給食調理等業務を民間事業者へ委託するため、下記のとおり、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の選定を行います。

この実施要領は、調理等業務委託に係る民間事業者の選定に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この実施要領と併せて公表する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これらを含めて「実施要領等」と称します。

仕様書：町が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

参考資料：給食センター12月献立表及び指示書のサンプル

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1. 目的

保育所給食、学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保できる民間事業者を選定することを目的とします。

2. 事業概要

(1) 業務件名：御浜町認定こども園及び給食センター給食調理等業務委託

(2) 契約期間：契約締結日から令和11年7月31日まで

ただし、給食調理等業務委託は令和8年8月1日から令和11年7月31日までとする。なお、契約締結日から令和8年7月31日までは委託準備期間とする。

3. 提案上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとします。

総額	： 289,713,600円（税込）
・認定こども園	： 133,491,600円（税込）
・給食センター	： 156,222,000円（税込）

4. 対象の施設

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 認定こども園志原保育所 | 三重県南牟婁郡御浜町大字志原 1877 番地 62 |
| (2) 認定こども園阿田和保育園 | 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 4722 番地 |
| (3) 御浜町給食センター | 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 1791 番地 1 |

※阿田和保育園については、現在、新築移転(令和9年9月開園予定)を進めており、完成後は三重県南牟婁郡御浜町阿田和地内に新設される施設で業務を行うこと。

5. 業務内容

具体的な内容は、「御浜町認定こども園及び給食センター給食調理等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

(1) 認定こども園

- ① 献立作成業務
- ② 食材発注業務
- ③ 食材検収業務
- ④ 調理業務
- ⑤ 配缶業務
- ⑥ 洗浄・消毒・保管業務
- ⑦ 残菜及び厨芥等の集積業務
- ⑧ 施設、設備の清掃および日常点検業務
- ⑨ アレルギー対応が必要な児童に対するアレルギー除去食の調理及び提供に関する業務
- ⑩ その他付帯する業務

(2) 給食センター

- ① 食材検収業務
- ② 調理業務
- ③ 配缶業務
- ④ 配送車両への積込業務
- ⑤ 洗浄・消毒・保管業務
- ⑥ 残菜及び厨芥等の集積業務
- ⑦ 施設、設備の清掃および日常点検業務
- ⑧ アレルギー確認表のチェックと各校への確認表の配布補助等業務
- ⑨ その他付帯する業務

(3) 本委託業務に含まれない業務

- ① 学校給食に係る献立作成業務
- ② 学校給食に係る食材発注業務
- ③ 学校給食に係る給食配送・回収業務
- ④ 給食費徴収等業務
- ⑤ 材料費支払い等業務
- ⑥ 廃棄物回収業務
- ⑦ 施設、設備の定期清掃・消毒
- ⑧ 施設設備等保守点検維持管理業務

6. 受託事業者の選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施します。

7. 参加資格要件

(1) 資格要件

参加事業者は、次の要件のすべてを満たしていることが条件です。

- ① 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ② 御浜町物品・業務委託等入札参加資格者名簿で給食調理業務に登録されていること。
- ③ 東海三県内（愛知県・岐阜県・三重県）で認定こども園（保育所等を含む）給食調理施設等での受託実績を3年以上有し、かつ現在も東海三県内（愛知県・岐阜県・三重県）で認定こども園（保育所等を含む）での調理等業務契約を締結していること。
- ④ アレルギー除去食の調理提供を含む認定こども園（保育所等を含む）給食調理業務を受託した経験があること。
- ⑤ 東海三県内（愛知県・岐阜県・三重県）で学校給食調理施設等での受託実績を3年以上有し、かつ現在も東海三県内（愛知県・岐阜県・三重県）で学校給食調理施設等での調理等業務契約を締結していること。
- ⑥ アレルギー除去食の調理提供を含む学校給食調理業務を受託した経験があること。

(2) 参加事業者の制限

次に該当する者は、参加事業者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 御浜町の指名停止措置を受けている者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。
- ⑤ 過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、参加表明書の提出後から審査結果の決定日まで上記（１）、（２）の要件等を満たさない事態が生じた場合には失格とします。

(4) 参加に関する留意事項

- ① 参加事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。
- ③ 提案に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④ 参加事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、町は当該業務委託に係る事業者の選定に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するができるものとします。
- ⑤ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由にかかわらず返却しません。
- ⑥ 町が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止します。
- ⑦ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の参加は、無効とします。

(ア) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

(イ) 参加事業者が複数の提案を行った場合

(ウ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

(エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(オ) 提案書全体について、提案事項間の齟齬や矛盾がある場合

(カ) 提案書全体について、様式集に沿った構成となっていない場合

(キ) 提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていない場合

(ク) 見積金額の総額が見積(提案)上限額を上回った場合

(ケ) 虚偽の内容が記載されている場合

(コ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(サ) 著しく信義に反する行為があった場合

(5) 予算概要等

この業務に係る予算が御浜町議会において可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととします。また、予算の減額があった場合には、仕様等を変更することがあります。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、町はその損害について一切負担しないも

のとします。

(6) その他

- ① 町が提出する資料及び質問への回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ② 実施要領等に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

8. 実施スケジュール

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

(1) 応募書類等の公表	令和8年1月15日(木)
(2) 施設見学	
申込期限	令和8年1月19日(月)
施設見学日	令和8年1月21日(水)
(3) 実施要領等に関する質問の受付期限	令和8年1月23日(金)
(4) 質問の回答期限	令和8年2月2日(月)
(5) 参加表明書等の提出期限	令和8年2月4日(水)
(6) 資格審査及び1次審査結果通知	令和8年2月中旬予定
(7) 提案書及び見積書の提出期限	令和8年2月24日(火)
(8) 2次審査(ヒアリング審査)	令和8年3月上旬予定
(9) 2次審査結果通知	令和8年3月中旬予定

(1) 実施要領等の公表

実施要領等の公表を町ホームページにおいて行います。

- ① 公表日 令和8年1月15日(木)
- ② 公表資料
 - (ア) 実施要領
 - (イ) 仕様書
 - (ウ) 様式集
 - (エ) 参考資料(献立表 他)

(2) 施設見学

実施要領等に関する施設見学を、次のとおり開催します。

- ① 日時 令和8年1月21日(水)
午後1時30分～4時(受付開始は午後1時)
- ② 場所 御浜町給食センター・認定こども園志原保育所及び認定こども園阿田和保育園

③ 留意事項

(ア)参加希望者は令和8年1月19日(月)(前々日の正午)までに、施設見学参加申込書(様式1号)を、Eメールにより提出してください。なお、Eメール送付後は事務局へ電話し、到着確認を行ってください。

※件名は「施設見学参加申込(事業者名)」とすること。

(イ)参加人数は、1事業者につき2名までとします。

(ウ)施設見学では、原則として実施要領等の配布はしないので、各自持参して下さい。

(エ)調理室内には原則入らず、事務室等又は屋外からの見学とします。

(オ)見学の有無は、審査に影響しません。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等の内容に関する質問は、参加を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

① 提出期限 令和8年1月23日(金)午後5時まで

② 受付方法 質問書(様式2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。なお、Eメール送付後は事務局へ電話し、到着確認を行ってください。

※件名は「業務委託質問書(事業者名)」とすること。

(4) 質問の回答

質問の回答は、令和8年2月2日(月)午後5時までにホームページに掲載します。電話及び口頭等の個別対応、回答への再質問の受付は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧されると判断した際は、質問に回答しないことがあります。

なお、回答内容は実施要領等の追加または修正とみなします。

(5) 参加表明書等の提出(1次審査用)

参加事業者は、次により提出してください。

① 提出期限 令和8年2月4日(水)午後5時

② 提出先 御浜町役場3階 教育委員会事務局 教育課 学校教育係
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
電話:05979-3-0526

③ 提出書類

(ア)参加表明書(様式3号) 正1部

(イ)参加資格要件確認書(様式3-1号) 正1部

(ウ)会社概要書(様式4-1号) 正1部,副7部

(エ)業務実績表(様式4-2号) 正1部,副7部

(オ)決算書(貸借対照表、損益計算書):直近3期分 正1部,副7部

(カ)登記事項証明書(全部事項証明書) 正1部,副7部

※（カ）については正のみ原本、副は写し可

④ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着）とする。

(6) 資格審査及び1次審査結果通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、Eメールにて通知します。通知は令和8年2月中旬を予定しています。

(7) 提案書及び見積書の提出（2次審査用）

参加事業者は、次により提出してください。

① 提出期間 1次審査結果通知後～2月24日（火）午後5時

② 提出先 御浜町役場3階教育課学校教育係
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
電話：05979-3-0526

③ 提出書類

(ア) 提案書（様式5号、様式5-1号～様式5-6号） 正1部・副7部

a) 原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じ、フォントサイズ11pt（図表は除く）で作成すること。

b) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

(イ) 見積書（様式6号） 正1部・副7部

a) 見積額は上限価格を超えないように設定すること。

b) 見積額が「前項a」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。

c) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めないで記載すること。

d) 見積書（様式6号）を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を年度ごと、施設ごとに作成し、添付すること。なお、認定こども園については、2園それぞれ作成し、添付すること。

e) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

④ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着）とする。

⑤ 留意事項 正本を除き、ファイルの表紙及び提案書類には、企業名など提出者を特定できるような表示は付さないこと。

様式5号、様式6号及び添付資料については、企業名などを全て黒塗り等により伏すこと。

提出書類は「③(ア)」「③(イ)」に分けて綴じて提出すること。

(8) 参加辞退届

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事務局へ電話したうえで、参

加辞退届（様式7号）を提出すること。

なお、町は辞退したことをもって、いかなる不利益な扱いもしない。

9. 資格審査、1次審査及び2次審査

(1) 選定委員会

町は、次の事項を審査するために、「御浜町認定こども園及び給食センター給食調理等業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、審査結果等を町長に報告します。

なお、参加事業者は、本プロポーザルに関し、本件の選定委員会の委員（別添委員名簿参照）に接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

- ・ 提案書を選定するための評価基準の設定
- ・ 提案書（2次審査用）の提出を依頼する事業者の選定
- ・ 最優秀提案事業者の選定

(2) 審査方法

① 資格審査及び1次審査（書類審査）

資格審査は、「7. 参加資格要件」に基づいて審査します。

1次審査は、様式4-1号会社概要書（決算書を含む）及び様式4-2号業務実績表について、「(3)委託業者選定配点基準」に基づいて審査します。なお、参加事業者が3者を超える場合は、上位3者程度を選定します。（参加事業者が3者に満たない場合や、同得点が存在する場合はこの限りではない。）

② 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

1次審査において選定された参加事業者を対象に、提案書類等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を「(3)委託業者選定配点基準」に基づいて審査し、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

- ・ 日 時 令和8年3月上旬
開始日時等は1次審査通知に合わせて通知します。
- ・ 場 所 別途通知します。
- ・ 時 間 プレゼンテーション20分とヒアリング20分程度とします。
- ・ 出席者 3名までとします。
- ・ 準備物 パソコン等使用する場合は、各自準備すること。
(プロジェクター及びスクリーンは町で準備します。)
準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。
- ・ 留意事項 プレゼンテーションでは、企業名を特定できるような表現及び表示はしないこと。
プレゼンテーションは、自己紹介（役職名及び氏名）の後、説明を開始すること。

③ 審査の順番は、参加表明書の受付順とします。

(3) 委託業者選定配点基準

標準的な配点基準は次の項目によるものとし、合計100点で評価するものとします。

なお、コスト評価については、「最低見積金額／当該見積金額×15点（配点）」（※小数点以下第3位を切り捨てる。）とする。

① 企業評価（配点15点）：1次審査

様式	評価項目	配点
4-1	会社概要	5
4-2	業務実績	10

② 技術評価（配点70点）：2次審査

様式	評価項目	配点
5-1	業務実施体制	15
5-2	衛生管理体制	20
5-3	危機管理体制	15
5-4	給食提供	10
5-5	研修計画	5
5-6	その他提案事項	5

③ コスト評価（配点15点）：2次審査

様式	評価項目	配点
6	見積書	15

(4) 2次審査結果の通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、文書にて通知します。発送予定は令和8年3月中旬です。なお、審査及び選定の経過や結果等に対する問い合わせや異議申し立てはできないこととします。

(5) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の選定結果を踏まえて、合計評価点が最も高い参加事業者を優先交渉権者に決定し、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結します。なお、1次審査及び2次審査の参加事業者が1社の場合でも、選定委員会の評価点数の平均が60点以上の場合、優先交渉権者となります。

(6) 再選定

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再選定を行う場合があります。

10. その他

(1) 遵守法令等

(ア) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等

(イ) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等

(2) 開示請求の取扱い

御浜町情報公開条例（第6条第1項）の規定による請求があった場合、請求対象の事業者と協議の上、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は全部または一部を非開示となる場合がある。

(4) 従事者の雇用

現在、本町の給食施設に勤務している会計年度任用職員が勤務を希望する場合には、優先的に採用するよう努めてください。

11. 事務局

この選定に関する事務局は、次のとおりです。

御浜町健康福祉課子ども家庭室 担当：林

住所： 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6 1 2 0 番地1

電話： 0 5 9 7 9 - 3 - 0 5 0 8 F A X : 0 5 9 7 9 - 2 - 3 5 0 2

Eメールアドレス：m-kenkou@town.mihama.mie.jp

御浜町教育委員会事務局 教育課学校教育係（御浜町給食センター）担当：池本

住所： 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和1 7 9 1 番地1

電話： 0 5 9 7 9 - 2 - 4 6 9 0 F A X : 0 5 9 7 9 - 2 - 4 6 9 0

Eメールアドレス：m-kyouiku@town.mihama.mie.jp

御浜町給食センター及び認定こども園給食調理等業務委託

プロポーザル選定委員会名簿

	所属	職名
委員長	御浜町役場	副町長
副委員長	教育委員会	教育長
	御浜町役場総務課	課長
	御浜町役場健康福祉課	課長
	御浜町教育委員会 事務局	教育課長